産業医科大学キャリア形成プログラムについて

１．キャリア形成プログラムの内容

（１）目的

この要項は、医学部卒業生がそれぞれのキャリア形成において適切な時期に適切な内容の職務に従事することにより、滞りなく修学資金返還免除となるとともに医師としてのライフプラン実現を支援することを目的とする。

（２）定義

この要項においてキャリア形成プログラムとは、産業医科大学医学部卒業生個々人が、診療科等が作成する「診療科・講座・研究室別プログラム」*1（以下「診療科別プログラム」という。）を参考に「キャリアプラン」*2を作成し、大学・診療科とともに卒業後のキャリアをともに遂行する制度をいう。

*1 診療科別プログラムとは、各診療科が作成する卒業生の能力開発を目的として、臨床研修以降のキャリア形成の見通しをまとめたものをいう。

*2 キャリアプランとは、各診療科別プログラムの内容に沿い、卒業生自らの希望を盛り込んだ修学資金返還免除までの個々の計画書をいう。

（３）対象者

キャリア形成プログラムは、令和４年度以降の入学者を対象とする。令和３年度以前の入学者については、キャリア形成プログラムへの参加を勧奨する。

（４）対象期間

キャリア形成プログラムの対象期間は、修学資金返還免除猶予期間とする。

２．プログラムの適用

（１）契約の締結

①　在学生

ア　令和４年度以降の入学生

入学時に入学時契約（様式１）を締結しキャリア形成プログラムに参加したうえで、卒業前にキャリア形成プログラム契約（様式２）を締結する。

イ　令和３年度以前の入学生

在学中にキャリア形成プログラムへの参加を希望する者は、在学時契約（様式３）を締結しキャリア形成プログラムに参加したうえで、卒業前にキャリア形成プログラム契約（様式２）を締結する。

②　卒業生

キャリア形成プログラムへの参加を希望する場合は、キャリア形成プログラム契約（様式２）を締結する。

卒業生とは、修学資金返還猶予中の卒業生を指す。

上記①及び②に対し、大学は、卒業生が立案するキャリアプランに基づき、キャリア形成プログラムの遂行を支援する

（２）キャリアプランの作成

卒業生は、契約後卒業前までに志望する診療科等が作成した診療科別プログラムを十分理解したうえで、自らの希望も盛り込み修学資金返還免除までの勤務先等を記したキャリアプラン兼報告書を診療科別プログラム管理者（以下「所属長」という。）とともに作成し、大学に提出する。

（３）内容の確認（卒業直前）

卒業生及び所属長は、キャリアプランにおける就業先が修学資金返還免除対象職務であることや効率的に志望を叶える計画になっているかを十分確認する。

（４）進捗状況の確認（卒業後）

卒業生及び所属長は、年１回以上、面談を行う等、キャリアプランを基に検討及び調整した上、次年度以降のキャリアプラン兼報告書を作成し、大学に毎年１月末までに提出する。

３．適正な運用の確保

（１）通知と契約

本学は、令和４年度以降に入学する者に対しては、募集要項に記載し、更に入学時契約により、卒業後にキャリア形成プログラムが適用されることを通知する。また、令和３年度以前の入学者については、キャリア形成プログラムの周知と参加の勧奨を行う。

（２）相談窓口

キャリア形成プログラムに関する相談窓口をキャリア支援課に設置する。

☆ ポイント ☆

① 滞りなく修学資金返還免除に至り、かつ医師としてのライフプラン実現に至ることを目的にしていること。

②「診療科別プログラム」によって、キャリア形成の見通しを立てることにより専門医（社会医学系・臨床領域）取得を支援すること。

③「キャリアプラン兼報告書」を本人、講座等、進路指導部で相互共有すること。

④ 在学時の「在学時契約」または、６年次の契約が必要であること。

■ キャリア形成の体系図

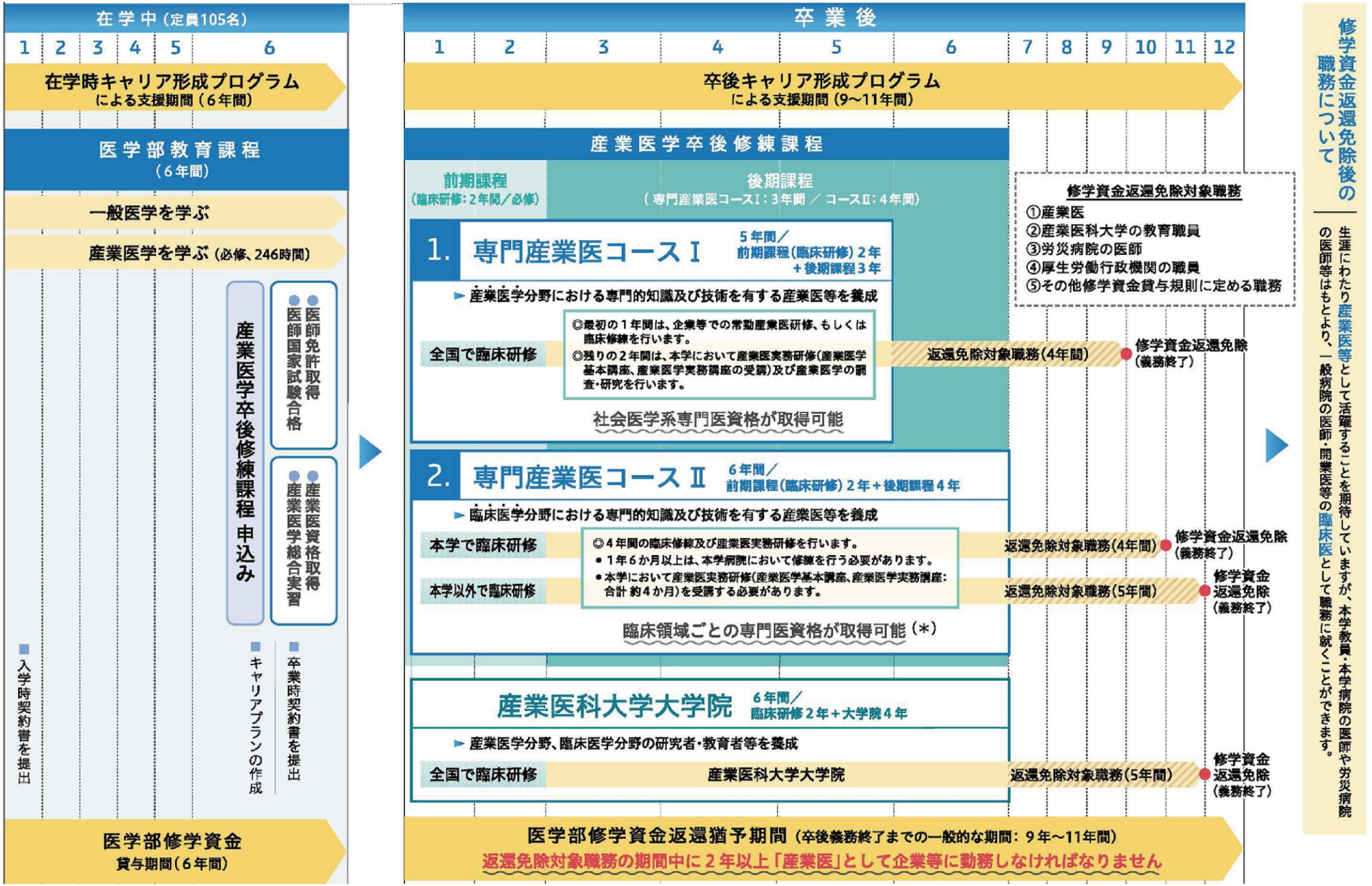

修学資金返還免除後の職務について

生涯にわたり産業医等として活躍することを期待していますが、本学教員・本学病院の医師や労災病院の医師等はもとより、一般病院の医師・開業医等の臨床医として職務に就くことができます。